

第3回 倉敷市教育委員会議事録

1 開催期日	令和2年3月26日(木)		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 13時30分 閉会時刻 15時20分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	井上正義		
	大原あかね		
	仁科正己		
	谷田陽平		
	難波弘志		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の職氏名			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	川原伸次	副参事	寺内隆
参事	加藤靖之	副参事	北島弘之
参事	小野敏	課長補佐	長野涉
部長	渡邊俊一		
部長	三宅健一郎		
参事	三谷育男		
次長	三木宏之		
副参事	三宅香織		
6 教育長等の報告			
.....			

7 議題	
議案第10号	代理の承認について（市費職員の人事異動について）
議案第11号	代理の承認について（令和元年度末倉敷市学校教職員（管理職）人事異動内申について）
議案第12号	代理の承認について（令和元年度末倉敷市高等学校教職員の人事異動について）
議案第13号	倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切か管理等に関する規則の改正について
議案第14号	倉敷市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の改正について
議案第15号	倉敷市立学校管理規則の改正について
議案第16号	倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について
議案第17号	倉敷市立幼稚園園則の改正について
議案第18号	倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の改正について
議案第19号	倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則の改正について
議案第20号	倉敷市立学校職員服務規程の改正について
議案第21号	倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について
議案第22号	倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正について
議案第23号	代理の承認について（令和元年度倉敷市教育委員会功労者表彰について）
議案第24号	倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改正について
8 議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項（別紙のとおり）	
9 傍聴の状況	
公開	傍聴人 1名
議事録者氏名	長 野 渉
議事録署名委員	
教育長	井 上 正 義
委員	仁 科 正 己

教育委員会の概要 3 / 26 13:30～15:20

- 〈教育長〉 ただいまから、教育委員会を開催いたします。
ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。
まず、前回2月17日開催の教育委員会議事録について、各委員の皆様方におかれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。
- 〈各委員〉 はい。
- 〈教育長〉 前回の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。
- 〈各委員〉 はい。
- 〈教育長〉 ご異議ないようですので、前回の議事録を承認することといたします。
- 〈教育長〉 ただいま議案事項「議案第24号 倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改正について」が提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。
- 〈各委員〉 はい。
- 〈教育長〉 ご異議ないものと認め、議案事項1件を日程に追加し議案といたします。
本日の傍聴希望者は1名です。傍聴者は倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍聴してください。
- 〈教育長〉 それでは、審議に入ります。「議案第10号 代理の承認について（市費職員の人事異動について）」のご説明を、加藤参事、お願いいたします。
- 〈加藤参事〉 議案第10号「代理の承認について（市費職員の人事異動について）」ご説明いたします。当日配布資料の1ページをお開きください。この件につきましては、教育長が事務処理を代理いたしましたので、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により代理の承認をお願いするものでございます。
まず、市全体の令和2年度の人事異動ですが、豪雨災害からの復旧復

興の推進、防災減災対策や都市機能のさらなる充実など将来に向けて持続可能なまちとなる取組を実行していくため、業務執務体制の充実・強化を目指すという基本方針の基に行われたものでございまして、ポイントとしては、災害からの復興関連部門の充実、組織の指揮命令系統の強化、女性職員の積極的な登用などが挙げられております。このような中、教育委員会の人事異動の状況ですが、教育施設課において職員数の増加や、資料7ページの課長補佐級昇格者名簿に出てまいりますとおり女性職員の登用を図ったものとなっております。それでは、資料2ページ人事異動概要のうち、上側の表、1 教育委員会事務局関係ですが、内部異動、転入・転出、新採用などで、今回異動のあった職員総数は、表の最終行の右端のとおり101人で、うち21人が昇格でございます。ちなみに、平成31年度の異動職員総数は、81人ございましたので、20人増加となりました。次に、下の表、2の学校・幼稚園関係でみますと、異動のあった職員総数は、78人でうち3人が昇格でございます。ちなみに、平成31年度の異動職員総数は、99人ございましたので、こちらは、21人の減少となりました。次の3ページは、市費にかかります指導主事関係のみを抜き出した数字でございます。続いて、4ページからは転出者として局長級、7ページからは異動・転出者の課長補佐級昇格者の一覧表でございます。個別の説明は、省略をさせていただきます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉 2番目の表の学校、幼稚園関係の新採用16名というのは、学校の先生と幼稚園の先生でしょうか。

〈加藤参事〉 幼稚園教諭でございます。

〈大原委員〉私の記憶が違っていたら申し訳ありませんが、幼稚園は園児も減ってきて園自体を閉鎖する方向とっていたのですが、新採用で先生を多く採用されたということは、どのような理由でしょうか。

〈渡邊部長〉幼稚園教諭については、採用を控えていた時期が長くあり、これにより年齢構成がいびつな状態になっている現状があります。ここでベテラン職員の大量退職時代を迎え、実際に保育に従事する教諭の層が薄くなってしまったこともあり、現在の入園する園児の数に見合った採用を現在しているところで

す。

〈教育長〉 16人採用とありますが、幼稚園の数が減った場合は、保育園にも異動が可能な職員ということで良いでしょうか。

〈渡邊部長〉現在は保育教育職で採用していますので、どちらへも勤務が可能な先生ということになります。

〈教育長〉 他はよろしいでしょうか。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第10号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第10号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第11号「代理の承認について（令和元年度末倉敷市学校教職員（管理職）人事異動の内申について）」のご説明を、渡邊部長、お願いいたします。

〈渡邊部長〉 当日配布資料8ページをご覧ください。議案第11号、「代理の承認について 令和元年度末倉敷市学校教職員（管理職）人事異動の内申について」3月12日の教育委員会で議決をいただく予定でしたが、新型コロナウイルス対策の関係により、教育委員会が急遽中止となりましたので、本日の夕刊で

教職員の異動が発表されるという日程の関係で「教育長に対する事務委任等に関する規則」により教育長に事務代理をお願いしました。その代理の承認を求めるものでございます。当日配布資料をご覧ください。 10 ページに管理職人事異動一覧を載せております。この度の退職は、学校長は26人、内訳は小学校16人、中学校10人、副校長・教頭は4人、内訳は小学校3人特別支援学校1人で、管理職全体の合計は30人で、昨年度より1人少なくなっています。次に転任は、学校長16人、副校長・教頭は20人の合計36人です。最後に新任は、学校長24人、副校長・教頭20人の合計44人です。異動規模は総数で110人となり、昨年度の107人から3人多くなっています。会議資料、11ページをご覧ください。ここには、小・中学校及び特別支援学校の応募認定を含めた退職校長、続いて12ページに退職副校長・教頭を載せております。13ページ、小学校及び中学校の転任校長を載せております。続いて14ページには、小中学校及び特別支援学校の転任副校長・教頭について載せています。新たに副校長になったのは小学校が5名となっています。15ページには、小学校・中学校の新任校長を載せています。16ページには小中学校の新任教頭を、17ページには参考として市外転出の管理職を載せています。簡単ですが、説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈仁科委員〉 応募認定退職とはどのような意味ですか。

〈渡邊部長〉 通常は60歳で定年退職を迎えますが、それ以前に自発的に退職する意思を示し認められて退職するものです。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第11号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第11号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第12号「代理の承認について（令和元年度末倉敷市高等学校教職員人事異動の内申について）」のご説明を、渡邊部長、お願いいたします。

〈渡邊部長〉 当日配布資料18ページをご覧ください。議案第12号、「代理の承認について（令和元年度末 倉敷市高等学校教職員人事異動の内申について）」3月12日の教育委員会で議決をいただく予定でしたが、新型コロナウイルス対策の関係により、教育委員会が急遽中止となりましたので、人事異動の日程の関係で「教育長に対する事務委任等に関する規則」により教育長に事務代理をお願いしました。その代理の承認を求めるものでございます。20ページをご覧ください。今年度末の倉敷市立高等学校の管理職異動についてですが、退職される管理職は、真備陵南高校の石田校長先生です。新任については校長が1名で真備陵南へ三輪校長が勝間田高校の副校長から昇任で来られます。教頭も1名で市立玉島高校に宮原教頭が県立玉島商業から昇任で来られます。 転任のうち転入については、校長はありません。教頭が県立岡山城東高校から倉敷翔南へ宮武教頭が1名。転出につきましては教頭が2名、倉敷翔南の難波教頭が県立古城池の副校長、市立玉島高校の西山教頭が倉敷商業の教頭へ、校長の転出はありませんでした。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第12号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第12号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第13号「倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」のご説明を、渡邊部長、お願いいたします。

〈渡邊部長〉 委員会資料1ページをご覧ください。議案第13号、「倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」議決をお願いします。働き方改革が進められる中、平成31年1月に文部科学省が示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」で「1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること」「1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすること」の2点を中心とした考え方が示されました。そして、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。この法により、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定が文部科学大臣に義務付けられ、これまで文科省が示していた「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」が同法により指針に格上げされました。この指針に、教育委員会は所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針等の作成が義務付けられ、岡山県においてもこの3月議会で「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正したことから本市においてもそれらに対応する規則を制定するものです。この規則は3条からなり、第1条は目的を書いています。目的は先ほどご説明したとおりです。第2条は、勤務の時間の上限を示しています。この時間は「在校等時間」としており、「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め外形的に把握できる在校時間から正規の勤務時間を除いた時間、これは簡単に言

えば、ほぼ残業時間ということですが、その時間を対象とすることを基本として、この時間について1月につき45時間、1年につき360時間を超えないように教育委員会及び校長は適切な管理を行うこととなっています。ただし、通常予見することができない業務量の大幅な増加が生じた際には、1ページ、2の(1)から(4)までの条件下で業務を行うことができます。ただ、これは、通常予見することができない事案への対応ということですので、この適用には厳密さが求められるものです。第3条は、この規則以外の必要な事項を別に定めることとして、その内容が3ページ、4ページの「倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」(案)です。1に趣旨、2に対象者、給特法の対象となっていない学校事務職員、学校栄養職員は除くこと等を書いています。3の上限時間は規則第2条に示しているものです。4の在校時間等の把握では、校務支援システムの出退勤管理機能や校外業務や土日等の業務についてもできるだけ客観的な方法により把握し、管理、保存することを示しています。5の労働法制の順守および教育職員の健康確保等では、職員の健康確保の推進とそのため健康管理医との連携等のことを、そして6の事後的検証では上限時間を超える職員が出た場合の事後的検証、7で学校における働き方改革の推進について書いています。規則、方針ともに、施行は令和2年4月1日です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈谷田委員〉 1ページの2のところですが、通常予見することのできない業務とは具体的にはどのような事ですか。

〈渡邊部長〉 昨年度の災害対応であるとか、現在の新型コロナウイルスへの対応のほか、何かの激変があった時の対応などでございます。ただ、これが常態化するこ

とがあってはいけませんので、この運用が求められることになると思います。

〈難波委員〉第2条の1月に45時間、1年に360時間とありますが、現在の状況はどうなっているのですか。

〈渡邊部長〉現実には、今現在の1月の平均は60時間から70時間だと思います。しかしながら、徐々には下がってきておりますので、45時間に向けてしっかりと努力していく必要があると思います。

〈仁科委員〉通常の企業ではこれは当たり前の事になっています。そのような中で、私どもがどうしているかという事ですが、1つは1月45時間ではなく、少なくとも1月30時間ということで努力を行っています。こうしなければ、年間でみた場合、達成できない状況になります。もう1つ、指針の3ページにある在校等時間というのは、他にも出てきたパソコンの立ち上げなどとの関係があるのですか。

〈渡邊部長〉3ページの書き方がやや不明瞭でありわかりにくくなっていることについては、すいません。本市においては、新しい校務支援システムにより出退勤管理についてはタッチパネルにより行う仕組みとしております。また、時間外についても電子申請になりますので、このようなシステムを活用しながら、時間を管理していきます。また、先程、御指摘がありましたとおり月45時間を続けていけば、8か月で360時間に達してしまいますので、45時間を守っていれば良いというものではないということをお知らせしていきたいと思います。

〈教育長〉さっきの指針のところに「岡山県」と記載すればわかりやすいと思いますので、また訂正をお願いします。

〈渡邊部長〉わかりました。

〈教育長〉この上限時間と変形労働制はセットで考えるということですか。

〈渡邊部長〉 上限時間については本年4月1日から関係法令が適用されており、変形労働制については、来年度の4月1日から施行となりますので、これも視野に入れながら勤務時間の管理について考えていきたいと思っております。

〈大原委員〉 今回の改正とは離れるかもしれませんが、健康管理を図るため、企業では人間ドックや健康診断における再診率、これを把握していくことが重要となってきました。学校の先生は、1回受けて、その後、また行くのは大変ではないかと思いますが、このあたりのデータがあれば教えていただきたいのですが。

〈渡邊部長〉 手元にデータは持ち合わせておりませんが、人間ドックの受診率は比較的高いと思っておりますが、再検などの受診の状況については、これまで、あまり把握したことがありませんので、きちんとできているのかどうか、また確認していきたいと思えます。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第13号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第13号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第14号「倉敷市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する法律の制定について」のご説明を、加藤参事、お願いいたします。

〈加藤参事〉 当日配布資料の21ページをお開きください。議案第14号「倉敷市教育委員会行政組織規則等の改正について」でございます。提案理由でございますが、23ページに記載のとおり、倉敷市少年自然の家の運営が指定管理者制度に移行すること、市立幼稚園が2園廃止となること、情報学習センターへ指導担当主幹等を配置すること、課長級所属に、課長級のライン職課長代理を新たに配置することなどのため、規則を改正するものでございます。それでは、24ペ

ージ以下の新旧対照表にて主な改正部分をご説明いたします。なお、改正部分は、ゴシック体で下線付きで表記しております。倉敷市教育委員会行政組織規則第7条第2項で、新旧対照表の左側、新の欄ですが、新たな職として、課長代理を加えるとともに、第8条第6項に、課長代理は課長を助け、課長に事故あるときは、その職務の所掌事務を代行するほか特定事務を掌理すると、課長代理の職務内容を追加しております。31ページ、第23条では、新旧対照表右側の旧の欄になりますが、倉敷市少年自然の家は、次の事務をつかさどるとして、(1)から(3)までの3項目を列挙して規定しておりましたが、新旧対照表左側の欄の新で、倉敷市自然の家は、もって市民の心身の健全な育成に関する業務をつかさどると改正いたしました。また、32ページ、倉敷市教育委員会公印規則においては、少年自然の家の庁印と職印の削除とともに、また、後ほど、議案第17号幼稚園園則の改正に出てまいりますとおり、本年度をもちまして、第五福田幼稚園、上の町幼稚園の2園が廃止になることから、園数に応じて、庁印と職印の個数を改めるものでございます。最後に、40ページになりますが、倉敷市暴力団排除条例第7条の規定により公の施設を定める教育委員会規則本則の表中、42ページになりますが、倉敷市少年自然の家を倉敷市自然の家に改正するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第14号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第14号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第15号「倉敷市立学校管理規則の改正について」の説明を、渡邊部長、お願いします。

〈渡邊部長〉 議案第15号、「倉敷市立学校管理規則の改正について」議決をお願いする
ものでございます。当日配布資料43ページをご覧ください。これは、来年
度から会計年度任用職員制度が導入されること、また、「地方教育行政の組
織及び運営に関する法律」の一部改正によるものです。会計年度任用職員制
度の導入により、「嘱託員・臨時職員」といった職名が「会計年度任用職員」
と改められることや、地教行法の一部改正により、学校事務職員が行ってい
る共同実施についての名称等が一部改められたことによるものです。このよ
うな規則内の名称等の変更が今回の改正の主なもので、新たな業務や制度に
ついて新設するものではありません。さらに細かなことですが、規則の条文
の中で読点とコンマが混在していたところをコンマにそろえることもこの
機に行います。具体的な変更は44ページの新旧対照表をご覧ください。説
明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉 会計年度任用職員と名前が変わることで他には何も変わらないということで
良いのでしょうか。

〈渡邊部長〉 国全体の大きな変更ではありますが、基本的には大きな変更はございませ
んが、処遇面の上で報酬が若干ではありますが、倉敷市の場合は上がった職が
多いのではと思います。また、手当等の改善が一部されております。新たな
職ではなく待遇が変わったということです。

〈大原委員〉 前年度と同じ仕事をしていて、このような変化によって実際の雇用の方法が
変わるというのを報道などでみましたが、倉敷市の場合は変わらないという
認識で良いですか。

〈渡邊部長〉 報道によれば処遇が下がったなども聞きますが、本市の場合は、同等以上に
なっております。

- 〈教育長〉 具体的には、従前の単価の908円が上がったのではないですか。
- 〈長野補佐〉 はい。単価は908円から1,103円に上がっております。
- 〈教育長〉 期末手当も支給されるし、処遇的には良くなっていると思います。
- 〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第15号につきまして、可決することにご異議ございませんか。
- 〈各委員〉 はい。
- 〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第15号は可決することに決定いたしました。
- 〈教育長〉 続きまして、議案第16号「倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について」の説明を、渡邊部長、お願いします。
- 〈渡邊部長〉 教育委員会資料5ページをご覧ください。議案第16号、「小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について」議決をお願いするものでございます。3月議会の議決を経て、倉敷市立郷内小学校尾原分校が倉敷市立郷内小学校に統合されることになったことに伴い、規定を整備するため同規則を改正するものでございます。6ページの新旧対照表をご覧ください。同規則別表第1 倉敷市立郷内小学校の項中「(畑を除く。)」を削り、同表の倉敷市立郷内小学校尾原分校の項を削ります。なお、この規則の施行日は令和2年4月1日です。ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 〈教育長〉 ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。
- 〈難波委員〉 これは尾原分校に生徒がいなくなったからなのか、それとも通学の手段ができたからなのか理由は何でしょうか。
- 〈渡邊部長〉 尾原分校が休校となってから12年が経過しようとしているところです。この間、尾原分校の対象となる学区の児童はいましたが、通学希望が無く、一定の期間も経ったということで、ここで廃止をさせていただきました。
- 〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第16号につきまして、可決することにご

異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第16号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第17号「倉敷市立幼稚園園則の改正について」の説明を、
渡邊部長、お願いします。

〈渡邊部長〉 教育委員会資料7ページをご覧ください。議案第17号、「倉敷市立幼稚園園則の改正について」議決をお願いするものでございます。この園則改正は、倉敷市立第五福田幼稚園及び倉敷市立上の町幼稚園の廃園、倉敷市立旭丘幼稚園及び倉敷市立連島南幼稚園での預かり保育の実施ならびに近年の園児数の推移を考慮した園則定員の見直しを行うことに伴い規定を整備するため、規則を改正するものでございます。7ページにそのことに関する改定を書いてありますが、9ページから12ページまでの新旧対象表の中で、太字、下線付きとなっているところが改正されたところになります。なお、この規則は令和2年4月1日から施行されます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈仁科委員〉 内容はよくわかりました。定員については実状に合わせて変えるということで、だいたい3分の2から半分に変わっていますが、これに伴い何か大きく変わることがあるのですか。

〈渡邊部長〉 特にはございません。定員充足率は変わってくると思いますが。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第17号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第17号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第18号「倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の改正について」のご説明を、加藤参事、お願いいたします。

〈加藤参事〉 事前配布資料の13ページをお開きください。議案第18号「倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の改正について」でございます。提案理由に記載のとおり、課長代理等の職の新設、指導課に指導副主任、幼稚園に副園長の職を新たに設置することなどから改正するものでございます。課長代理などの職でございますが、これは、最初にご説明した令和2年度人事異動のポイントということで、組織の指揮命令系統を強化するとともに管理監督職の職責を明確化することなどを目的に新設された職でございます。14ページの新旧対照表を見ていただきますと、左側の新しい欄になりますが、第3条、第4条を改正しております、令和2年4月1日施行でございます。説明は、以上でございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈教育長〉 課長代理と課長主幹の違いは、どちらも課長級だが、課長代理の方に決裁権があるということで良いのでしょうか。

〈加藤参事〉 おっしゃる通りです。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第18号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第18号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第19号「倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則の改正について」のご説明を、三宅部長、お願いいたします。

〈三宅部長〉 委員会資料の15ページをご覧ください。議案第19号「倉敷市重度障害者

図書郵送貸出し規則の改正について」のご説明申し上げます。倉敷市立図書館では重度障がいのある利用者に対し、資料の郵送貸出しを実施しております。従来はその利用申し込みの際し、障害者手帳等の写しを一部提出していただいておりますが、利用者の利便性を考慮し、手続きを簡易なものにするため、障害者手帳の提示によって申し込みができるよう、規則を改正するものです。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第19号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第19号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第20号「倉敷市学校職員服務規程の改正について」のご説明を、加藤参事、よろしくお願いいたします。

〈加藤参事〉 事前配布資料の17ページをお開きください。議案第20号「倉敷市立学校職員服務規程の改正について」でございます。提案理由でございますが、19ページに記載のとおり、教育委員会事務局及び学校園に、新たに文書管理、人事管理、出退勤管理、校務事務の処理を行う学校園事務ネットワークシステムを導入することに伴い、そのシステムを活用して、電子で文書のやりとりや確認ができるように規定の整備を行うなどのため、改正するものでございます。20ページの新旧対照表を見ていただきますと、第5条におきまして、新旧対照表右側の旧では、みずから出勤簿に押印ということで、紙の出勤簿に、毎日印を押すことで出勤の管理をしておりましたが、学校園事務ネットワークシステムの導入により、パソコン画面のタッチパネルにて入力することで出勤確認ができるようになったことから、新旧対照表左側の新のと

おり、自ら、学校園事務ネットワークシステムによる出勤簿に記録と改正するものでございます。以下、年次休暇や病気休暇、出張命令や履歴書の届け出など、紙で管理していたものを、紙でやり取りするのではなく電子管理とするために所要の改正を行うものでございます。ただし、学校園事務ネットワークを活用できる環境にない職員につきましては、従前どおりの紙による管理を行うものでございます。なお、この規程は、令和2年4月1日からの施行でございます。説明は、以上でございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈教育長〉 今まで紙であった出勤簿について情報開示があった場合、電子になったらどのようなになるのですか。

〈加藤参事〉 市費職員のシステムの場合は、電子の出勤簿を紙で打ちだせるようになっています。

〈仁科委員〉 おそらく、電子データの場合はデータをいじってはいけないルールができていられると思います。私どもの会社では電子でも紙でも提出する場合、いじれないことを証明しないといけないことになっています。

〈教育長〉 新しいシステムについては職員番号で管理しているのですね。

〈加藤参事〉 私は、実際にシステムを見ていないので詳細はわからないのですが。

〈教育長〉 一度、システムをまた教育委員さんに見ていただける機会を検討していただけたらと思います。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第20号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第20号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第21号「倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について」のご説明を、加藤参事、お願いいたします。

〈加藤参事〉 当日配布資料の45ページをお開きください。議案第21号「倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について」でございます。46ページ、提案理由に記載のとおり、少年自然の家が指定管理者制度に移行すること及び会計年度任用職員制度が導入される等に伴い、規程の改正をするものでございます。47ページからの新旧対照表をご覧ください。これまでも、説明をしておりますとおり、新たな職として、課長代理等の職を設けることから、第12条以下、職務権限、代決等につきまして所要の改正をするものでございます。また、49ページから始まる表第1の事務局共通専決事項の表の50ページですが、旧規定では、一般職の非常勤職員と規定していた者ですが、これらは、令和2年度から会計年度任用職員となることから文言の改正や57ページの別表第2の事務局個別専決事項の中で、教育企画総務課に、会計年度任用職員制度への移行に係る職務権限を追加するなどの改正を行っております。施行は、令和2年4月1日でございます。以上簡単ですが、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第21号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第21号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第22号「倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正について」のご説明を、三宅部長、お願い

いたします。

〈三宅部長〉 委員会資料の24ページを御覧ください。議案第22号「倉敷市教育委員会の特異な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正について」ご説明します。今回の改正は、週休日の取り扱いの変更でございます。現在の図書館の職員の週休日は、新旧対照表にあるとおり、4週8休の運用を行っております。4週8休では、職員が少ない館においては、日曜日などに職員が出勤していない場合が発生しておりますので、3週6休とすることで、この状況が解消できることとなるため改正するものです。25ページからの新旧にあるとおり中央図書館、水島、児島、玉島、船穂、真備の各図書館の規定を改正するものですが、実際には令和2年度は、水島図書館だけが該当になると考えています。

〈大原委員〉 なぜ、3週6休にしたら、うまく行くのですか。

〈三宅部長〉 口頭で説明すると難しいので、また実際のシフト表などをお示しさせていただき説明させていただけたらと思います。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第22号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第22号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第23号「代理の承認について（令和元年度倉敷市教育委員会功労者表彰について）」のご説明を、渡邊部長、お願いいたします。

〈渡邊部長〉 教育委員会資料29ページをご覧ください。議案第23号「代理の承認について（令和元年度倉敷市教育委員会教育功労者表彰について）」2月の教育委員会で個人4名、団体4団体については了として議決をいただきましたが、個人表彰として、東陽中学校川上忠良校長も表彰に値するというご意見をい

ただき、追加で内申させていただくことにしました。しかし、新型コロナウイルス対策の関係により、3月12日の教育委員会が急遽中止となり、本日、この後予定しております表彰に議決が間に合わないということで「教育長に対する事務委任等に関する規則」により教育長に事務代理をお願いしました。その代理の承認を求めるものでございます。資料30ページをご覧ください。川上校長の内申理由について書いております。ご覧のように、行政職員としても国体準備室、青少年育成センター所長としてのご尽力に加え、管理職となられてからも教頭時代は教員集団のリーダーとして、また、困難な生徒指導の最前線でご活躍され、東陽中学校校長としての5年間では高い先見性と実践力で学校経営を精力的に行われ、令和元年度には岡山県教育委員会から優良実践校の表彰も受けておられます。ご審議のほどよろしく願います。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、願います。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第23号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第23号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして、議案第24号「倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改正について」のご説明を、渡邊部長、願います。

〈渡邊部長〉 当日追加資料をご覧ください。議案第24号、「倉敷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改正について」議決をお願いするものでございます。これは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が会計年度任用職員制度の導入等に伴い改正されたことに伴い、従来之法と条ずれが生じたことにより、本市の同規則の中の、地教行法を引用している部分の

条の変更をする必要が起きたことによるものです。新旧対照表をご覧ください。第1条の中の、地教行法を引用している条が、47条の6であったのが47条の5となるものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈教育長〉 それではお諮りいたします。議案第24号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第24号は可決することに決定いたしました。

〈教育長〉 続きまして報告事項に入ります。それでは、報告事項「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」のご説明を、渡邊部長、お願いします。

〈渡邊部長〉 スポーツ庁より、今年度行われました全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の通知がありましたので、御報告いたします。教育委員会資料の31ページをご覧ください。本調査は、握力、上体起こしなど8種目を小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に毎年行っているものです。本市の今年度の児童生徒の調査結果についてですが、それぞれの種目と体力合計点の平均値について、国と県と倉敷市を比較した表を掲載しております。31ページの小学5年生の表をご覧ください。男子は「体力合計点」が全国と県の平均を上回っていますが、女子は国、県ともに下回っております。種目を見ますと男子では、全国平均より「上体起こし」「50m走」「立ち幅跳び」が全国、県を上回り、「握力」「ボール投げ」が若干下回り、20mシャトルランは1.5点程度国より下回りました。女子は、国、県より下回った種目がご覧のように8種目中、6種目と多く、残念な結果となりました。32ページをご覧ください。中学校は、男女とも県の平均とほぼ同じですが、県平均自体が全

国を上回っておりますので、倉敷市の中学校の生徒は全国的には高い体力にあることがわかります。比較的良好な結果ですので、種目ごとの詳しい結果等につきましては、後ほどご覧いただければと思います。また、32ページ、33ページにわたり、体育の授業以外での1週間の総運動時間についての結果をまとめています。棒グラフが本市の結果を示しており、折れ線は全国の平均値です。棒グラフの一番左のものは1週間の総運動時間が60分に満たない児童生徒の割合となっております。この中では、中学校女子で60分に満たない生徒は18パーセントとなっており、約5人に1人は体育の授業以外ではほとんど運動をしていないことになりました。また、小学校では、男女とも60分に満たない児童は全国平均よりは少ないものの、総運動時間が少ない帯域に多く分布していることがわかります。このあたりの運動習慣についても体力の結果に影響がある可能性もあるのではないかと考えられます。これらの課題について分析を進め、対応策を検討してまいります。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉 私達が子どもの頃は、長距離走というのがありましたが、今は無いのですか

〈渡邊部長〉 長距離走は無くなっていますが持久力をみるものとして20メートルシャトルランがあります。これは20メートルの間を一定の時間の間で往復し、その回数を何回できるかで測定するものです。

〈教育長〉 それでは、引き続きまして「特別陳列「新着資料展2020〈チョウ・ガなど〉」の開催について」のご説明を、三宅部長、お願いします。

〈三宅部長〉 自然史博物館では、令和2年4月18日（土）から5月24日（日）まで、特別陳列「新着資料展2020〈チョウ・ガなど〉」を開催しますのでご案内いたします。自然史博物館の収蔵資料のおよそ9割は寄贈によるものです。今回の新着資料展でお披露目するのは、清水健一（しみず けんいち）氏、

渡辺和夫（わたなべ かずお）氏，喜多嶋鐵也（きたじま てつや）氏，富山哲夫（とみやま てつお）氏の4名の収集されたチョウやガ類を中心とした昆虫標本コレクションで，いずれも昨年当館へご本人または故人につきましてはご遺族から寄贈されたものです。たいへんカラフルな外国産のチョウや現在では国の天然記念物に指定されており，標本の入手が困難なチョウも含まれています。ぜひ，ご覧いただけたらと思います。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら，お願いいたします。

〈教育長〉 それでは最後になりますが，その他ということで文部科学省の要請で，3月2日から本日まで，全国一斉に臨時休校となっています。その間の学校の様子について，把握されていることをお知らせいただけたらと思います。また，委員の皆様からもそのあたりの意見についてお聞かせいただけたらと思います。

〈渡邊部長〉 国の要請によりまして，3月2日から本日まで臨時休校となっております。これが急遽の要請でもあり，特に小学生が1人で過ごすことに不安があるということで，本来であれば児童クラブで過ごすこととなりますが，児童クラブの方が急に午前中からの開所が難しいこともありましたので，小学校において児童クラブの開所の時間までの午後2時まで緊急一時預かりを実施しました。当初は新型コロナウイルス感染症の情報も少なく，基本的には自宅で過ごしましょうということでしたが，途中からは屋外の運動は手洗いなどの対策を行えば，問題ないとの情報がでましたので，そこからは子ども達も公園などに出て過ごすような姿も見かけられるようになりました。ただ，学習面などについては，臨時休校の後半にはなりましたが，小学校では，子どもの学習面についての心配な面や新学期に向けての準備物の事などや，また何よりも友達と遊ぶ時間を持つということで臨時登校日を各学校で設定す

るようお願いし、一昨日と昨日になりますが多くの学校で実施していただきました。結果として、多くの学校で数日間ではありますが、友達との時間を過ごすことができました。中学校においては、この間、学習相談日を、高等学校の受験までは3年生を対象に設け、多くの生徒が参加したと聞いています。卒業式後からは、1、2年生を対象に学習相談日を設け、密接を避ける観点から、学年ごとにはなりましたが、各学校で積極的に対応していただきました。平均は10%でしたが、学校によっては1学年で50人を超える生徒が参加した状況もあります。ただ、中学校の場合は部活動の停止が、非常に子どもたちの心身のストレスになっております。このような中、一昨日に国の方が学校再開に向けたガイドラインを発表しましたので、教育委員会としては、このガイドラインに準じて今後の対応を検討していきたいと考えており、始業式を基準として学校再開を行う、また中学校の部活動については、春休みから条件を付けた上での再開となっております。今日は、ほとんどの学校が終業式ということで、子どもたちは帰っておりますが、明日からは部活動に参加する姿が見えるのではないかと考えています。ただし、部活動の前後に顧問の先生を中心とし、学習の時間を持っていきたいと考えております。小学校における緊急一時預かりについても、本来であれば春休みまでとなりますが、激変緩和措置という点から、3月末までは延長していくということを発表させていただいたところです。この間、子ども達が大きな事故を起こしたなどは聞いておりませんが、やはり通常と違う日々を過ごし、心身ともに影響が蓄積しているのではないかと危惧しているところです。

〈教育長〉 わかりました。国の方の通知を見ても、密閉空間であり換気が悪いところ、近距離での会話や発生がある、手の届くところに多くの人がいる、この3つの条件が重なるところが一番危ないということで、重ならないように配慮を

ということですが、この辺りについては学校で徹底出来ているのでしょうか。

〈渡邊部長〉 今後はガイドラインにもありますが、教室で児童・生徒が過ごすに近いこととなりますので、手洗いを徹底する、換気を行う、マスクを有効に活用する、これらを徹底して実施していきたいと考えています。

〈教育長〉 せっかくの機会ですので、委員の皆様から意見やアドバイスがあればお願いします。

〈難波委員〉 2月の教育委員会の議事録を見て思いましたが、新規事業にパソコン整備事業がありました。今の休校している状態もそうですが、今後、電子機器を使用した授業が広がっていくのではないかと思います。今でもいくらかはタブレットを持たしているような事も聞きますが、現状において、どのくらい学校に整備されており、活用できているのかを教えていただけたらと思います。

〈渡邊部長〉 学校におけるパソコンについては、国が示している3クラスで40台程度の整備を進めてきているところに、ここで1人1台パソコンが示されているところです。ただ、これは学校での使用ということになっており、家で持ち帰ってということになると今後の課題かなと考えております。また、これは自由度がない状況なので、今後は自分が持っている電子機器を活用していくということも、今後は研究されていくのではないかと考えております。現時点においては、学校に整備されているパソコン等を家に持ち帰って使用するという事は様々な課題があるのではないかと考えます。

〈難波委員〉 自宅にあるパソコンと学校にあるパソコンとを繋げて、例えば不登校等で学校に行けない児童に対して使用することも検討できるということですね。

〈大原委員〉 急に休校措置がでて、教育委員会の皆様や先生方は、かなり忙しかったのではないかと思います。そのあたりで時間外労働など皆さん、大丈夫ですか。

〈教育長〉 今回の休校措置にあたり、職員の時間外勤務はどのような状況ですか。

〈渡邊部長〉 3月の実績の報告はまだできておりませんが、授業は無くなったので、教員が学校で事務的な業務をする時間は増えたのではないかと思います。教育委員会の方は議会時期と重なったのもありましたので、忙しかったのは事実ですが、極端な時間増にはなっていないのではないかと思います。

〈大原委員〉 もう1つ修学旅行の事が気になります。中学校は東京に行っていて、今回はオリンピックがあるので、その時期をはずして計画をしているとなると、かなり困っているのではないかと思います。その辺りはどうですか。

〈渡邊部長〉 修学旅行も含めまして泊を伴う学校行事については、3つの密が異動の際などは避けられないこと、また行先によっては、感染が広がっている地域もありますので、現在のところ4月の泊を伴う学校行事については、7月以降の延期を目途として実施してくださいと通知しています。さらに、5月につきましても、延期を念頭に再検討をして欲しい、またバスを使用する遠足についても徒歩に変えるなどを検討して欲しいことを通知する予定にしております。なお、修学旅行を4月に実施する予定であった中学校2校については、すでに延期をしています。ただ、悩ましいのが、運動会、体育会を春に実施する学校について、児童生徒が行う事については、屋外でもありますが、保護者、観客が大勢いらっしゃることで、これが大規模なイベントにあたるのではないかとということで、その時期を含めて検討いただきたいということを通知する予定としております。

〈仁科委員〉 学校が休みになったという事で、市民の皆様の緊張感が一気に増したと思います。ただ、4月から開校ということになると、皆うずうずしていますので、どうなるかなと心配しています。また、オリンピックですら、このような状況なので、どんな事でも抑えるということをしていくのではないかと思います。ただ、残念だったのが卒業式に行けなくなって申し訳なかったというこ

とです。

〈谷田委員〉 3月2日から休校になって、授業時間数が消えてしまったので、それをどうするのか、夏休みに少し授業をするのかなと思いますし、また教科書の内容はすべて終わったのか、などどのようになったのか。また学校行事については、各校長や校長会等で考えていくかとは思いますが、オリンピックは1年延期となりましたが、修学旅行を1年延期する訳には行かないので、何らかの対応をする必要があると思いますのでよろしくお願いします。あと、もう1つ、気になることがありまして、報道ではすごい先進的な取り組みとして取り上げられていましたが、郷内中学校が早めに終業式を行ったのを見ました。これは中学校校長会で考えて実施したと思っていましたが、郷内中学校1校だけなので、郷内中学校の校長は校長会や教育委員会に相談して実施したのか非常に疑問に感じました。今後、様々な事で各学校に判断が任されていくことになるが、良く連携して進めていくことが大切だと思います。

〈教育長〉 様々な御意見をいただきましたので、また参考にさせていただき、今後の対応をしていただけたらと思います。

〈渡邊部長〉 授業時数につきましては、この3月2日からの臨時休校中の総時数を翌年度に回すという考えではなく、未履修の内容を精査し、それを4月の頭に機械的に持ってくるのではなく、令和2年度の学習の内容において未履修の内容が関連する単元の冒頭に持ってくるなどで対応することを文部科学省が示しておりますので、大幅な授業時数の増加にはつながらないと考えております。

〈教育長〉 それでは、本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用などについてご協力いただきありがとうございました。

〈加藤参事〉 今年度末を持ちまして退職する職員のご紹介をさせていただきます。川原教

育次長でございます。

〈川原教育次長〉 教育次長の川原でございます。教育委員の皆様には、この教育委員会議を始めとし、様々な場面で御指導、御支援いただきありがとうございました。私はここで退職となりますが、委員の皆様におかれましては、引き続き教育委員会の事をよろしく願います。お世話になりました。

〈教育長〉 それでは、これで本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。